

令和3年第4回潟上市議会定例会会議録（2日目）

○開 会 令和3年12月 6日 午前10：00

○散 会 午後 2：37

○出席議員（17名）

1番 鈴木 壮 二	2番 戸 田 俊 樹	3番 菅 原 理恵子
4番 藤 原 仁 美	5番 菅 原 龍太郎	6番 佐 藤 敏 雄
8番 中 川 光 博	9番 澤 井 昭二郎	10番 佐 藤 義 久
11番 伊 藤 正 吉	12番 藤 原 典 男	13番 堀 井 克 見
14番 菅 原 秀 雄	15番 小 林 悟	16番 大 谷 貞 廣
17番 鑑 仁 志	18番 西 村 武	

○欠席議員（0名）

○説明のための出席者

市 長 鈴木 雄 大	副 市 長 鎌 田 雅 人
教 育 長 工 藤 素 子	総 務 部 長 菅 原 剛
市民生活部長 伊 藤 国 栄	福祉保健部長兼福祉事務所長 仲 山 和 法
福祉保健部技監兼社会福祉課長 筒 井 弥 生	産 業 建 設 部 長 櫻 庭 春 樹
上下水道局長 渋 谷 一 春	教 育 部 長 伊 藤 貢
総 務 課 長 千 葉 秀 樹	企 画 政 策 課 長 安 田 秀 樹
財 政 課 長 菅 生 司	学 校 教 育 課 長 島 崎 徳 之
都市建設課長 畠 山 修	市 民 課 長 米 谷 裕 二
産 業 課 長 佐々木 涉	税 務 課 長 櫻 庭 仁

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木 健 二	議会事務局次長 鈴木 学
---------------	--------------

令和3年第4回潟上市議会定例会日程表（第2号）

令和3年12月 6日（2日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問

午前10時00分 開会

○議長（西村 武） おはようございます。傍聴者の皆様、朝早くから大変ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員は17名でございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

ここで議長より議員各位に申し上げます。

去る11月30日の秋田魁新報に、本議会についての記事が掲載されておりましたが、議員各位におかれましては今一度、議員の規律を遵守して会議に臨むよう心からお願いを申し上げます。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（西村 武） 日程第1、一般質問を行います。一般質問については、1回目の質問は一括質問・一括答弁方式で行いますが、再質問からは項目ごとに一問一答方式により行います。

なお、時間は答弁を含めまして60分とし、質問の最初は質問席において、再質問からは自席において行います。

本日の発言の順序は、6番佐藤敏雄議員、12番藤原典男議員、4番藤原仁美議員、5番菅原龍太郎議員の順に行います。

それでは、6番佐藤敏雄議員の発言を許します。6番佐藤敏雄議員。

○6番（佐藤敏雄） おはようございます。6番佐藤敏雄です。傍聴者の皆様、お寒い中ご苦勞様でございます。

さて、このたびの定例会におきまして、一般質問の機会を与えていただきましたことにまずは感謝申し上げます。また、市民の皆様をはじめとし、答弁をしていただく当局職員の皆様には、厚く御礼を致しますとともに、市政発展のために日夜ご尽力されておりますことに対しまして、深く敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

私は、大きな項目で4項目12点について簡潔に質問をさせていただきます。

それでは、通告の要旨に従い質問してまいりますので宜しくお願い致します。

まず、大きな項目の質問第1点目は、歩行者専用信号と横断歩道の設置についてであります。

自動車と歩行者との交通死亡事故の約7割が道路横断中の事故であり、信号機のない

横断歩道での死亡事故では、自動車の横断歩道手前での減速が不十分なものが多いといわれております。また、歩行者の横断中死亡事故の約7割は横断歩道以外で発生しており、その多くに歩行者の法令違反があります。このため、ある県の取り組みの一例では、運転者に対して横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を再認識させるとともに、歩行者に対しても横断歩道の利用等の交通ルールの遵守を促す広報啓発や街頭指導を強化するなど、運転者と歩行者双方の遵法意識の高揚を図っているとのことであります。また警察庁によると、秋の交通安全運動の9月30日までの2021年累計交通事故死者数は1,829人で、期間中の年齢別交通事故死者数では、65歳以上が全体の7割近くを占めるデータでありました。

さて、ここまで縷々申し述べましたが、このたびの歩道専用信号と横断歩道要望の設置箇所は、交通の要所となっている通称男鹿街道で、追分下出戸線と二田出戸追分線が接点となる変則三差路であります。交通量の多いことはさることながら幼・小・中・高の通学路でもあることはいうまでもありません。

ご承知のとおり、追分地域は年々発展の一途をたどっております。本市において教育、福祉、医療の充実とともに利便性が功を奏し、住環境の適地として宅地分譲化が一段と進んでおり、住宅が次々と建設される中で、お子さま連れの若い世代の家族も増加しております。このような状況からも、今後はさらに車両及び歩行者の通行量の増加が予想されます。地域住民の声として、追分スタンド手前の道路に歩行者専用信号と横断歩道の設置をしてほしいとの切なる声があります。実際にこの場所では、歩行者と車両の人身事故が発生している状況であり、死亡事故が起きてからでは遅いという観点からは早期の対応策が求められる現状にあります。そこで、子どもや高齢者のみならず、痛ましい交通事故を未然に防ぐためにも、交通環境の改善を図ることに鑑み質問致します。

(1) 当市の実態と見解についてお伺い致します。

①追分地域の危険箇所に対する交通事故防止への取り組みは。

②変則三差路への設置の見解は。

③この①、②に基づいた建設整備の考えは。

以上、3点について答弁を求めます。

次に、大きな項目の2つ目、ゾーン30の路面カラーリングについてであります。

ゾーン30とは、生活道路における歩行者などの安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて最高速度30キロメートル毎時の速度規制を実施するととも

に、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制やゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制などを図る生活道路対策であります。

警察庁のデータによりますと、平成30年度末までに全国で整備したゾーン30の3,649か所において、整備前年度の1年間と整備翌年度の1年間における交通事故発生件数を比較したところ、ゾーン30における一定の交通事故抑止効果や自動車の通過速度の抑制効果が認められました。

なお、令和2年度末までに、全国では4,031か所が整備さされている現状であります。

また、路面カラーリングについては近年、道路管理者において交通事故防止対策の一環として、道路危険箇所をカラー塗装することが全国的に多くなっている傾向にあります。申すまでもなく、道路のカラー塗装は自動車の走行位置の明示のほかに、速度抑制や歩車分離、交差点、事故抑制、自動車の整備等を目的に近年、全国各地で普及しております。

ゾーン30設定区域内へ通じる道路には、標識と立て看板が設置されています。しかしながら、速度を守っていないドライバーが多く、十分な周知には至っていないと認識しております。

周知方法の一例としては、道路路面に対して大きくカラーリングすることにより、生活道路でのお年寄りや子どもの事故は確実に減らすことができるものと思われれます。

そこで、本市におけるゾーン30はどれくらい整備されているのか、交通事故防止対策はもとより、ドライバーへの速度抑制認知の観点から質問を致します。

(1) 本市の実態と取り組みについてお伺い致します。

- ①ゾーン30の整備状況はどうでしょうか。
- ②路面カラーリングへの対応策はどうなっておりますか。
- ③設定区域内道路に対しての周知対策は。

以上の3点について答弁を求めます。

次に、大きな項目の3つ目、八郎湖のアオコ対策についてであります。

八郎湖は、かつて干拓前は八郎潟として東西12キロメートル、南北27キロメートル、面積220.2平方キロメートルと、琵琶湖に次ぐ我が国第2位の面積を有する広大な海跡汽水湖でありました。しかし、干拓事業完了後、徐々に湖の富栄養化が進行してきた結果、植物プランクトン的一种である藍藻類が大量に発生して起こるアオコが異常発生するなどの水質汚染の問題が顕在化し、その解決策が求められていますことは皆様もご承

知のとおりであります。

馬踏川は、停滞水域である大久保湾の最も奥に河口を有し、八郎湖流入河川の中でも特にアオコが遡上・集積するところでもあります。ほか河川と比較して河口から住宅街までの距離も短く、遡上による悪臭被害発生の頻度も高いことから、平成25年度から27年度までアオコ抑制装置による実証実験を行いアオコ被害防止効果が確認され、平成28年度からは県の対策として実施。住宅街への遡上や悪臭被害の防止を図っているとのことであるが、実態はどうか。

また、佃煮など地場産品としても加工されているワカサギやシラウオなどの漁獲量が、昨年と比べ今年は豊漁であったとメディアでは報じているが、アオコとの関連はどうか、本市の地場産業の振興にも影響してくる関係性からも気になるところでもあります。

そこで、八郎湖のアオコ対策について本市はどのような見解をお持ちなのか、湖沼水質の保全に鑑み質問致します。

(1) 当市の実態と取り組みについてお伺い致します。

- ①アオコによる悪臭被害の現状と対策は。
- ②ワカサギやシラウオなど漁獲に対しての見解は。
- ③湖沼水質の保全対策は。

以上、3点について答弁を求めます。

最後に、大きな項目の4つ目、行政窓口におけるキャッシュレス決済の導入についてであります。

キャッシュレス決済とは、お札や小銭などの現金を使用せずにお金を使うことであり、キャッシュレスの決済手段にはクレジットカード、デビットカード、電子マネー（プリペイド）、QRコードなどのスマートフォン決済など、様々な手段がありますことは皆様もご承知のとおりであります。

平成29年6月に閣議決定された未来投資戦略2017では、2027年6月までにキャッシュレス決済比率を倍増し4割程度とすることを目指すとし、政府として初めて具体的な数値目標を設定しました。その後、平成30年4月には、経済産業省がキャッシュレス・ビジョンを発表し、非現金決済比率を将来的に世界最高水準の80パーセントに引き上げる大胆な目標を設定するなど、その動向は今日まで加速していますことはいまでもありません。

秋田県内の自治体における取り組みは、私の知る範囲では、仙北市が平成30年5月か

ら市税等のクレジットカードでの収納サービスを開始しており、秋田銀行とクレジット収納推進協定を締結し、東日本の自治体としては初めての導入でありました。

また横手市では、NTTドコモ東北支社と連携し、今年2月1日からさまざまなキャッシュレス決済に対応した次世代オールインワン端末Anywhere A9を導入し、証明書の交付手数料などキャッシュレスで支払うことができるようになりました。

なお、このAnywhere A9の自治体への導入は、全国でも初めてでありましたことは記憶に新しいところであります。

さらに、隣接市の秋田市では10月11日から本庁舎を含む9つの窓口で、同じく隣接市の男鹿市では、11月1日から本庁舎を含む4つの窓口で、いずれも秋田銀行グループと連携し、オールイン型の多機能端末ステラターミナルを、POSレジアプリとPOSレジシステムによる非接触型の効率的なキャッシュレス決済サービスの提供を開始しております。これにより、住民票など各種証明書の発行手数料については、クレジットカードや電子マネーおよびQRコードでの決済が可能となり、利用者の利便性向上はもとより、コロナ禍における感染リスクの軽減、窓口待ち時間の短縮等による市民サービスの向上が図られるとともに、窓口業務や現金を含めた会計業務の効率化を推進できるものであります。

そこで、デジタル化時代の一環として、窓口業務の効率化の推進と市民サービスの向上を第一に考えるべき観点から質問致します。

(1) 当市の実態と展望についてお伺い致します。

- ①キャッシュレス決済についての協議状況を教えてください。
- ②導入することに対しての本市の見解は。
- ③キャッシュレス決済導入の考えはありますか。

以上の3点について答弁を求めます。

これで、演壇からの質問を終わります。

○議長（西村 武） 当局より答弁を求めます。伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤国栄） 6番佐藤敏雄議員の一般質問の1つ目、歩行者専用信号と横断歩道の設置についてお答え致します。

ご質問の1点目、追分地域の危険箇所に対する交通事故防止への取り組みはについてお答え致します。

ご指摘のとおり、追分地区は交通量が多いこともあり、各方面から信号機、横断歩道、

カーブミラーなどの設置のご要望をいただいております。

本市では毎年、学校や警察署の立ち合いのもと、各小学校の通学路における合同点検により危険箇所を確認し、その対応策を検討しております。

本市の対策と致しましては、道路の拡幅やカラーリング、防犯灯の設置など、警察署では横断歩道、停止線、信号機の設置やスクールゾーンの時間規制など、学校では安全指導の徹底など、交通安全協会では看板の設置などをそれぞれ行っております。

また、カーブミラーの設置につきましては、自治会からの要望を受けて職員が現地を確認し、自治会と情報を共有したうえで危険箇所に設置しております。児童、生徒の安全確保につきましては、スクールガードなどの協力を得ながら進めております。

信号機、横断歩道、道路標識の設置につきましては、警察署の所管になりますが、市民の安全安心の観点から、自治会などからのご要望は、本市から警察署に伝え検討していただいております。

今回、ご要望のありました追分スタンド手前の道路に歩行者専用信号と横断歩道を設置することにつきましても、本市から警察署に伝え検討を依頼します。

ご質問の2点目の変則三差路への設置の見解はと、3点目の①②に基づいた建設整備の考えはにつきましては、1点目の答弁で申し上げましたように、信号機や横断歩道の設置は警察署の所管になりますが、今回のご要望については、自治会などからのご要望と同様に、本市から警察署へ伝え、その判断を待ったうえで対応してまいります。

次に一般質問の2つ目、ゾーン30の路面カラーリングについてお答え致します。

はじめにご質問の1点目、ゾーン30の整備状況はについてお答え致します。

現在、市内でゾーン30に指定されている地区は、天王小学校や天王中学校周辺の二田地区、今年新たに指定されたポリテクセンターを中心とした追分小学校や天王南中学校周辺の追分地区、さらに思いやりゾーン30として、大久保商店街周辺の3か所であります。

次にご質問の2点目、路面カラーリングへの対応策はについてお答え致します。

議員のご指摘のとおり、路面標示やカラー化は、視覚的に自動車の走行速度を低減させる対策のひとつであります。ご質問の対策については、現在工事中の上北野線において歩行者スペースをカラーリングする予定であります。歩行者の安全確保のため、今後とも緊急性及び危険性の高い箇所については、警察、学校等関係機関と協議しながら実施に向けて検討致します。

次にご質問の3点目、設定区域内道路に対しての周知対策はについてお答え致します。

今回の追分地区の指定は、広報に掲載したほか、教育委員会では、追分小学校と天王南中学校の児童・生徒全員にゾーン30についてのチラシを配布し各家庭へ周知しております。また警察署では、今年指定した天王南中学校前で運転者に対しチラシを配布する街頭啓発を行い、天王南中学校前道路へはゾーンの起点、終点に規制標識を設置したほか、警察署ホームページへの掲載などにより周知を図っております。今後新たにゾーンを指定した場合は、関係機関と連携してSNS等でも周知してまいります。

次に一般質問の3つ目、八郎湖のアオコ対策についてお答え致します。

はじめに、ご質問の1点目、アオコによる悪臭被害の現状と対策はについてお答え致します。

八郎湖は、平成19年に湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼の指定を受け、県が八郎湖に係る湖沼水質保全計画を策定し管理を行っております。

県八郎湖環境対策室では、アオコ対策として、平成25年にアオコの遡上防止のシルトフェンスを設置したうえで、悪臭被害のあった馬踏川に破碎式アオコ除去装置を設置し、悪臭被害の発生防止に努めております。それらについては、一定の効果が得られることから、毎年7月から10月まで設置しております。

現状として、今年度はアオコによる悪臭被害についての苦情や問合せはありませんでした。

また、県が公表するアオコの発生状況の調査結果によると、馬踏川河口において、アオコが水面全体に広がり、所々パッチ状になっているレベル3の状態が7月からの4か月間で9回確認されたものの、アオコによる腐敗臭が発生するとされるレベル6には至っておりません。

次にご質問の2点目、ワカサギやシラウオなどの漁獲に対しての見解はについてお答え致します。

今年度の内水面漁業に関する漁獲状況は、ワカサギについては昨年度より多く、シラウオについては若干減少していると八郎湖増殖漁業協同組合から伺っております。

近年のアオコの被害状況とワカサギやシラウオの漁獲量を比較しても、その関連性の有無については判断できません。

次にご質問の3点目、湖沼水質の保全対策はについてお答え致します。

県や関係市町村で組織する八郎湖水質対策連絡協議会を中心に水質保全対策を推進し

ております。

県では、八郎湖に係る湖沼水質保全計画第3期により、ご質問の1点目でお答え致しましたアオコ対策のほか、生活排水や工場排水の処理、農地流出水の発生源対策、窒素やリンの回収といった湖内浄化対策などを行い、その効果を把握するため、水質等の測定や監視を実施しております。

本市では、市街地対策として、自治会の一斉清掃などの実施により、市街地からのごみなどの流出抑制を図っております。今後も関係機関と連携しながら、水質浄化に向けた取り組みを継続してまいります。

次に一般質問の4つ目、行政窓口におけるキャッシュレス決済の導入についてお答え致します。

ご質問の1点目、キャッシュレス決済についての協議状況については、これまで市税の納付方法に係る協議状況で申しますと、市役所等の収納窓口における密集対策及びキャッシュレス決済の普及・推進を図るため、コンビニ・クレジット・スマホ収納の導入について庁内で協議をしてまいりましたが、ランニングコストの問題などから見送っております。

次にご質問の2点目の、導入することに対しての本市の見解はと、3点目の、キャッシュレス決済導入の考えはについては、関連がございますので併せてお答え致します。

今後、本市の行政窓口における住民票等各種証明書の発行手数料や市税等の収納方法として、キャッシュレス決済を導入することについては、行政事務の効率化や、市民の利便性向上の観点から、先行自治体の取り組みを参考に、導入経費や事業効果等を検証し、前向きに検討してまいります。

以上であります。

○議長（西村 武） 6番佐藤敏雄議員、再質問ありますか。6番佐藤敏雄議員。

○6番（佐藤敏雄） 1番から再質問させていただきます。

細かい答弁ありがとうございました。

この①からの追分地域の危険箇所に対する交通事故防止の取り組みはについてなのですけれども、これは今説明では、毎年合同の点検行っているということと、あとスクールゾーンの時間規制それから警察署に伝えてそれで検討していくという答弁であったと思うのですけれども、繰り返しになると思うのですけれども、信号機から信号機までの距離的な決まりといいますか規定がやはりあると私は思うのですけれども、今後若い

世代のみならず、この追分地域というのは、宅地開発で追分地域の人口増想定しますと、車の交通量もやっぱり比例して増加するものと私は想定しております。それはまず、走行する車に対しての注意喚起はもちろんですけれども危険も増すということが少なからずこれは言えてくるのではないかと私は思っています。秋田県と警察署の対応になってくるであろうということは重々私も承知ではあるのですけれども、冒頭にも申し上げましたが、要望の設置箇所につきましては、何より幼稚園それから小学校、中学校それから高校の通学路でもあり、そして歩行者と車両の人身事故が発生している状況だということをお伝え申しましたから、やっぱり死亡事故が起きてからでは遅いという観点からは、こちらは警察署には伝えるとはおっしゃってはおりますけれども、早急な設置の実現を求めて、私はこれは質問に至っております。ですのでその辺について、どういう検討会議今後開いていくのか、あればですけれども、もし今後、お答えできる範囲でそういう検討会議とかご存知であれば、その辺についてもう少し詳しく教えていただきたいと思いますと思いますが、その辺についていかがでしょうか。

○議長（西村 武） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤国栄） ただいまの再質問にお答え致します。

内部での特別な検討会議は、今までも実施しておりません。それで、要望に対して警察署にお伝えするわけですが、警察署の内部の中で現地を確認しながら検討することとなりますので、ご理解のほど宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 6番佐藤敏雄議員。

○6番（佐藤敏雄） わかりました。警察署との連携を図らなければ、これは前に進まないということで、私これは十分に理解はしておりますので、ぜひとも早急な対応をしていただきたい旨を申し上げまして。

あと1点参考までになりますけれども、宮城県の例になりますが、JAFロードサービス毎年実施する調査で、信号機のない横断歩道での一時停止率が昨年は5.7パーセントで全国最下位であったものが、今年の1年で、警察が毎年10日を「とまる日」と定めてDJポリスの一斉展開をはじめて啓発活動を次々と打ち出しましたところ51.4パーセントに急上昇して、最下位から全国4位まで改善されたと先般の11月27日のさきがけ新聞にも報道されておりましたので、そのような取り組みも今後、参考にしてみてもいいのでしょうかということをご提言申し上げまして次の質問の方に移りたいと思います。

ゾーン30の路面カラーリングの方の再質問になります。

整備状況に、先ほどのご説明では天王小学校、それから天王中学校、それから追分地区、それから大久保商店街と大豊小学校通学路の辺りは整備しているという答弁ではあったと思います。それから上北野、こちらもカラーリングするというご説明であったと思います。そして周知方法につきましては、チラシを配布したり、天王南中学校のところで啓発運動しているという答弁であったと思うのですが、上北野では、追分地区に限定して言いますと、西高からポリテクセンター、その辺りはモデル的に実施しているということを私も存じておりますけれども、男鹿街道の変則三叉路を右折して、天王南中学校まで時速30キロメートル規制であります、実際にはやっぱり時速30キロメートル以上で走行しているドライバーが現状であると私は思います。これは、ドライバー自身の注意喚起とそれからドライバーへの周知不足ではないかなと私は強く感じておまして、この辺に関して、地域住民からの苦情も多々聞きますことから、ドライバーへの周知対策は徹底してやらないことには解消にはつながらないものと私は思っております。先ほど説明では、過去にと言うか今もチラシを配布したり、市のそれから広報の一例でも対応しているということではありましたけれども、私は、同じ目から認識するにしても、路面カラーリングが最も効果的な周知方法だと思いますことから、その辺についてどうお考えなのか、今一度その辺の見解を伺いたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） 佐藤議員の再質問にお答え致します。

今佐藤議員のおっしゃるとおり、我々も交通安全等については大変危惧しているところもございます。今おっしゃったように、カラーリングにつきましては大変効果があるものとは思っております。そのため、カラーリングするためにも、やはり先ほど申し上げましたとおり、警察や学校等関係機関と協議しながら、我々前向きに実施に向けて検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（西村 武） 6番佐藤敏雄議員。

○6番（佐藤敏雄） 産業建設部長の答弁で、効果があるものだというので、前向きに検討したいということでもありますので、実際には苦情もきていますということ念頭に置いていただいて、ぜひとも市民の目線に立って検討していただきますよう、私からご提言申し上げまして、次の質問の方に移ります。

八郎湖のアオコ対策の方について再質問に入っていくのですが、こちら先ほどの答弁

でも、アオコによる悪臭被害の現状と対策はについてなのですが、いろいろと県の方からもないように、平成25年から努めているという答弁と、それから毎年7月から10月まで装置を設置して、現状では悪臭被害はないとの答弁であったと思います。そしてまたレベル6のうちで、3が9回であったということも先ほどの答弁でわかりましたが、現状では、この悪臭被害はないことはわかりました。でもレベルでは、この6からこの3が9回ということで、1に近づけろということとはちょっと厳しいのかどうかわかりませんが、実際では、半分から半分弱の基準値であったということがこの答弁でわかりました。参考までになりますけれども、私の調べてきた範囲なのですが、アクアリフトという海水・淡水の兼用のバイオ素材がありまして、このバイオ資材は2020年5月までの実績で、全国で5,580か所の累計使用実績数もあるバイオ資材になります。コスト面を考慮するうえでは大変お金もかかることですので、八郎湖全体ではなくても、今後悪臭被害の出た場所へ部分的に散布してみるのも対応策の一つなのではないかなという例を申し上げまして、これにつきましては答弁はおりません。例としてお伝えしておきます。

②の方のワカサギ・シラウオの漁獲に対しての方に移るのですが、こちらの方の答弁では、今現在この関連性はないと、判断はできかねないという答弁であったと思うのですが、こちらやっぱり本市の地場産業の振興にも直結してくる問題だと思いますので、ないにしても今後、いろいろな対策を組んでいただき、今後も市長もどっぴき漁開始されていますよね、そういった点をやっているという点を見ておりますので、鈴木市長を筆頭に、継続してこの地場産業の振興を図っていただきたいと思います。これについても答弁は結構です。市長、ありますか、これについて何か。もしあればいただきたいと思うのですけれども。

○議長（西村 武） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 答弁の機会を与えていただきありがとうございます。

八郎湖のワカサギ漁の対策については、漁獲量の問題については抜本的に、やはり漁師さんの数というのも減ってきているという現状も加味していると思います。それで、一義的に漁師さんの仕事の確保という観点で考えるならば、まさに獲った魚というものは、地元の特産品である佃煮、業者さんが納品されております。そういった面におきましては、やはりしっかりと引取先を確保していくためにも、やはり地元の特産品佃煮の販路拡大こういったものも、連携したつながりの中で市政課題として取り組んでいくこ

とにしておりますので、抜本的な水質管理については、なかなかこれまた一朝一夕にはいかない問題ではありますけれども、答弁にありましたとおり、協議会等また先般も個人的に県の方に対しまして、現在行っている対策以外の違った意味の効果的な対策そういったものも検討したりしていただきたいという旨伝えておりますので、先ほど佐藤議員からあった提言についても、県の方にお話をして検討してもらえるように努めてまいります。

○議長（西村 武） 6番佐藤敏雄議員。

○6番（佐藤敏雄） 答弁ありがとうございました。

③番の方、湖沼水質保全対策についての再質問になりますけれども、県の方と市県の方では、水質監視とごみの流出抑制をしているという答弁をいただきましたけれども、こちらも少なからずワカサギやシラウオの漁獲量、関連してくると私は思っていたのですが断定はできませんので今後、八郎湖に関連する、八郎湖といってもかなり大きなもので、いろんな周辺の自治体が絡んでくると思います。その周辺の自治体とは今後、どのように水質保全の対策については連携を図っていくのか、その辺についてはいかがなものなのか、お答えできる範囲で結構ですので答弁いただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

○議長（西村 武） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 佐藤議員の質問にお答えします。

今後の対策については、一義的には先ほども申し上げましたが八郎湖水質対策連絡協議会、こちらの方に10市町村参加しておりますので、こちらの方の会議の場がそういったものを検討してく場になろうかと思えます。また、県で行っている破碎式のアオコ抑制装置の設置につきましては、本年から潟上市においても一部負担する形で設置しております。こういった意味合いからも、全般的な流入河川対策については、やはり関連する市町村それぞれにおいてやはり経費負担も含めて協議していくことが好ましいのではないかと私自身考えておりますので、そういった今後の協議の場においては抜本的な対策に向けて、各市町村の連携そしてまた負担のあり方そういったものについても検討していただきたい旨県に伝えたいと思っております。

○議長（西村 武） 6番佐藤敏雄議員。

○6番（佐藤敏雄） まず今後も県をはじめとして、関連した自治体と連携を図りながら、八郎湖のアオコ対策に対しましては徹底的に取り組んでいただきたいと思えます。

最後の質問に移ります。

行政窓口におけるキャッシュレス決済の導入についての再質問に移りますが、キャッシュレス決済についての協議状況はということの再質問になりますけれども、これはランニングコストの面で断念したということの答弁でありました。それから②番の導入することに対しての本市の見解はということで、先行した自治体を例に上げて、そちらの動向を注視しながら前向きに検討していくということの答弁であったと思います。この①番の協議状況それからこの本市の見解についてはわかりました。このキャッシュレス決済の導入の考えについてということで③番の方に移りたいと思うのですが、こちら全部、先ほどの答弁も含めて総括して移りたいと思うのですが、私は、ほかの市がやっているということで、ある意味潟上市では、ほかの市がやっているから潟上市はじゃあどうなのかということと、また導入費用やそしてコスト面でもさまざまな見解はそれぞれあると思いますけれども、やっぱりよいことは、市民サービスの向上それから利用者の利便性それから会計業務の効率化の観点からは、ぜひともデジタル化を含めて、先ほど前向きにとあったのですけれども、取り入れていくべき施策だと私は思います。やっぱり秋田市、横手市は、たしかに潟上市よりは人口は多いです。しかしながら、やっぱり隣の男鹿市は人口が今約2万6,500人、潟上市より約6,000人も人口が少ないにもかかわらず、潟上市はやっていないにもかかわらず、時代の流れに沿ってキャッシュレス決済の導入を取り入れて、市民サービスの向上を目指して対応していることから、やはり隣接であるこの潟上市も、時代の流れに乗り遅れないようにしていくべきではないかと、この辺については、いささかちょっと疑問に感じました。ですので、私は試験的にでもいいですし小規模的にもいいですので、窓口で対応を図りながら様子を見ていってもよいのではないかなと思うのですけれども、それについての考えと言うか答弁を今一度求めたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（西村 武） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 佐藤議員の再質問にお答えします。

再質問の件につきましてですけれども、やはり昨今のコロナ禍の中で、非常に非接触型の対応であるとかそういった意味合いからもこのDX、デジタル化の推進は、質問の中にもありましたとおり国も積極的に進めております。そういった観点からして、昨年の段階ではビーバイシー、費用対効果の関係で断念した経緯がありますけれども、今後につきましては、やはり一義的には市民のサービス向上それと職員の負担軽減、作業の

効率化こういった観点から、キャッシュレス決済を含む市内のデジタル化に向けて全庁的に検討していくことを先般の市政協議会でもお話させていただきましたけれども、そういった取り組みの中でかつやはり財政的な見通しも睨みながら、潟上市内のデジタル化そしてまたキャッシュレス化に向けて前向きに検討していきたいと思っておりますので、ご理解とご協力を宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 6番佐藤敏雄議員。

○6番（佐藤敏雄） 市長、ありがとうございます。あくまでも一番は財政的な面を見ながらということになると思いますので、ぜひともキャッシュレス決済の導入につきましては時代の流れもありますので、前向きに検討していただきたい旨を申し述べまして私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（西村 武） これをもって6番佐藤敏雄議員の質問を終わります。

11時まで暫時休憩します。

午前10時48分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番藤原典男議員の発言を許します。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） おはようございます。朝早くから傍聴にかけつけました市民の皆さん、本当にご苦勞様でございます。また、12月議会を準備されました市長はじめ職員の皆さん、本当にご苦勞様ございました。

私は、マイタウンバスの今後の運行について、福祉灯油購入助成制度の拡大について、冬季の除雪、雪対策について質問致しますが、福祉灯油については、全非課税世帯を対象とすると当局の再提案がありました。市民は大変喜んでおります。ですが、通告どおり質問させていただきますので宜しくお願い致します。

1つ目。マイタウンバスの今後の運行について伺います。

市民の皆様からマイタウンバス運行について要望が上がっております。

新しく運行開始になった出戸・追分線には、天王南中学校に通学する生徒も乗車するようになり、乗車人数も増え大変喜ばれております。更なるマイタウンバスの運行の充実に向けて、市民のニーズに合う施策を願うものです。

私どもが10月に全市的に行った市民アンケートに、次のようなマイタウンバス運行に関する要望がありましたので、市民の皆様の生の声を紹介致します。

1つ目。追分駅行きマイタウンバスの本数を増やしてほしい。夕方の時間帯。

2つ目。一向団地にも高齢者が多く、買い物にも不便、バスが通れたらいいと思います。

3つ目。バスの運行をもっと増やしてほしい。

4つ目。天王・児玉地区もルートに入れてほしい。

5つ目。厚生医療センターまでの直通バスを用意してもらいたい。電車との乗り継ぎがとても不便。

次。いつも利用している方のために、数箇月分単位の割引定期券も発行してもらいたい。乗車率のアップや利用者負担も少なくなるし。マイタウンバスの利用者数の増加につながると思う。

次。塩口・蒲沼線上り午後1本増やしてください15時ころ。JRとの連携があまりに不便。上下1本くらいどうですかという声が寄せられております。寄せられている声の一つひとつについて伺います。

また、私が以前に議会で乗り継ぎの際の料金について、すぐ乗り継ぐのであれば100円で行けるようにという提言もしておりました。これについての現在までの取り組み、そして令和3年度10月1日にマイタウンバスの運行の改正がありましたが、どこを改正したのかについても伺いたいと思います。

次に、福祉灯油購入助成制度の拡大について。

これから寒い冬を迎えるにあたって、暖房に使われる灯油の値上がりは生活にとって厳しいものがあります。この灯油の購入へ助成する制度があれば、非課税世帯、貧困家庭、ひとり親世帯、障害者のいる家庭はどんなに喜ぶでしょうか。このたび新内閣が発足したばかりですが、各自治体が行う福祉灯油などの独自助成に特別交付税を措置することになり、さっそく本市でも今12月定例会に補正予算が提案されていることについて評価し歓迎するものでありますが、この事業をもう少し拡大できないものかなということで当局の見解を伺います。

このことについて、政府の助成措置をしっかりと見ますと、生活困窮者に対する灯油の助成措置だけでなく、社会福祉施設、養護老人ホーム、障害者施設、保育所、幼稚園、公衆浴場、漁業者等などに対する助成についても特別交付税措置2分の1となっており

ます。本市では高齢者世帯、重度障害者、ひとり親世帯のうち、非課税世帯及び生活保護世帯を対象としており、助成額は1世帯あたり6,000円ですが、非課税世帯は全世帯を対象にすべきではないかと思えます。また灯油価格高騰で経営が打撃を受ける恐れのある養護老人ホームや介護施設、民間の保育所、幼稚園、公衆浴場、冬季も暖房が必要となる花き農家、船を走らせるために燃料が購入できるように漁業者の方等にも補助事業の拡大が必要ではないのかと思う次第であります。当局の見解を伺います。

この政府の助成措置では足りない部分を県に求め、いくらかでも助成していただければ本市の財政負担も軽減されます。県にも財政負担の助成を行うよう申し入れたのか、このことについても伺いたしたいと思います。

3つ目。冬季の除雪、雪対策について。

本市の除雪に対する市民の声を紹介しながら、対応できるものについては対応していただきたいと思えます。

下記に市民の声です。

敷地内の除雪を、自分ではできないため人に頼んでいる。町内でボランティアなどしてくれるとありがたい。秋田市ではボランティアでやってくれるところもある。

除雪の時、いつも同じ方向から来るので、上に向かって左側の方だけ除雪のかたまりが多く、年寄りには大変なことです。隔日隔週で反対側から除雪することはできないのでしょうか。

次に、母が一人暮らし、冬の雪の除雪がフルタイムの私には厳しいです。母が高齢なので首や腕痛めながらも頑張っていますが、落雪、コロナ禍での市政の市民に対する援助は他市より遅れている。

次。除雪作業は委託業者により作業の丁寧度が異なる。

次。ヤマザキデイリー付近から天王、上二田方面は除雪がとても行き届いてうらやましい。

出戸地区は天王南中またはナイスまで広範囲にわたり、轍だらけで怖いです。

次。除雪は朝7時前に終わること。

次。除雪の仕方があまり上手でない。

次に、潟上市になってから除雪回数が少なくなった（飯田川下虻川中町内）。

冬の雪、歩道が雪で小・中学生は歩道を歩けず。除排雪場もなく除雪車もありがたいが残雪処理大変。毎冬恐ろしい。

次。除雪の件ですが、同じ地区に2つの業者が入っており、目の前で止められることがたびたびありました。同じ地区なら同一業者にするか、2つの業者が連携して除雪をするなど改良してもらいたい。

次。防雪柵の羽根部分の位置が地上から高すぎて、吹雪の際、道路が見えず柵の役割を果たしていない。もっと羽根部分を下げることができないものか。

次。バスの停留所付近の除雪をしっかりと行ってもらいたい。乗降が危険。

これは、場所が特定できないものもありますので、紹介しましたが、以上が市民から寄せられた声でございます。今後の検討事項、答弁できることなど分けて答弁をお願い致したいと思います。

○議長（西村 武） 当局の答弁を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原 剛） 12番藤原典男議員の一般質問の1つ目、マイタウンバスの今後の運行についてお答え致します。

はじめにご質問の1点目、マイタウンバスの運行に関するアンケートを通じた市民の皆様からのご要望に対する見解についてお答え致します。

ご要望の1点目の追分駅行きのマイタウンバスの本数を増やしてほしい、3点目のバスの運行をもっと増やしてほしい、7点目の塩口・蒲沼線上市午後1本増やしてほしいについては、マイタウンバスの運行本数に関するご要望と受け止め併せてお答え致します。

現在、マイタウンバスは5台の車両で運行しており、運行台数に限りがあるため、1台の車両で複数の路線を運行しております。このため、全ての路線の便数を維持しつつ、更なる増便をするためには、新規に車両を追加して運行する必要があります。限られた予算の中で将来にわたり持続可能な公共交通とするため、費用を抑えつつ利便性の向上を図る必要がありますので、今後も利用状況等を勘案しながら検討を重ねてまいります。

また、限られた車両数による限られた時間帯での運行となることから、JRへの乗継ぎも全てに対応することは困難な状況であることをご理解くださるようお願いいたします。

次に、2点目の一向団地への路線の整備と、4点目の天王・児玉地区への路線の整備については、交通空白地域に関するご要望と受け止め併せてお答え致します。

高齢化が進み市民のニーズも多様化している昨今、バス停までの距離が遠い、近隣にバス路線がないといったご要望をいただくこともあります。先ほどお答えしましたとおり、運行車両の状況などから、現状ではご要望に対応することが困難な状況となって

おります。

しかしながら、交通空白地域解消に向けた新規路線の整備やデマンド型乗合タクシーの導入、フリー乗降区間の設定、経路やダイヤの見直し等については、今後も多様化するニーズに合わせ引き続き検討してまいります。

次に、5点目の厚生医療センターまでの直通バスと電車との乗り継ぎについてお答え致します。

平成30年9月まで、秋田中央交通追分線に厚生医療センター行きがありましたが、利用者が少なく廃止となっております。今後も、必要に応じてJRとの接続を考慮しながら検討してまいります。

次に、6点目の割引定期券の発行についてお答え致します。

現在のところ、割引定期券の発行予定はありませんが、平成30年4月からマイタウンバスの運賃を引き下げ、大人は「150円」を「100円」に、子どもは「80円」を「50円」とし、利用者の負担を軽減しております。また、秋田中央交通が発行している回数乗車券を利用することにより割引を受けることができます。今後も、多くの方に利用していただけるよう努めてまいります。

ご質問の2点目、乗り継ぎ割引へのこれまでの取り組みについてお答え致します。

平成29年6月に策定した潟上市地域公共交通網形成計画の中で、乗り継ぎ割引制度の導入を施策の一つに掲げ、その実現に向け、バス事業者や運輸支局等との協議・検討を進めてまいりました。乗継ぎは、マイタウンバスからマイタウンバスだけでなく、秋田中央交通の路線や豊川地区に導入しているデマンド型乗合タクシーとの乗継ぎ等、乗継ぎパターンが多岐にわたり、割引証明書を発行する運転手の負担や運行時間の遅れ、安全運転への支障が課題となっております。

現状では、割引券の発行による対応は難しいと考えておりますが、今後も、乗継ぎ利用も含めた利便性の向上について検討を進めてまいります。

ご質問の3点目、令和3年10月1日の改正内容についてお答え致します。

主な改正の1点目は、大久保・飯田川線の経路について、昭和工業団地内を経由するよう一部変更しております。

2点目は、野村・大清水線の経路を一部変更し、その全ての経路が重複する大久保・飯田川線と統合しております。

3点目は、出戸・追分線の経路を、追分出張所前を経由するよう一部経路を変更して

おります。

今後に限られた予算の中で、効率的で利便性の高い運行が可能となるよう、国、県、バス事業者等との協議や検討を継続してまいります。

以上です。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） 次に一般質問の2つ目、福祉灯油購入助成制度の拡大についてお答え致します。

はじめにご質問の1点目、非課税世帯は全世帯を対象にすべきではないかについてお答え致します。

先の市政協議会では、福祉灯油の助成対象を、住民税非課税世帯の中でも特に厳しい経済状況にある高齢者世帯や障がい者世帯、ひとり親世帯及び生活保護世帯としておりましたが、灯油の需要期に向けてなお先行きが見通せない状況が続いていることなどから、多くの市民が安心して生活できるよう、助成する世帯を住民税非課税世帯全体にさらに拡大し、今定例会に関係予算を計上しております。

次にご質問の2点目、養護老人ホームや介護施設、民間の保育所、幼稚園、公衆浴場、冬季も暖房が必要になる花き農家、漁業者等にも補助事業の拡大が必要ではないかについてお答え致します。

民間の保育所、幼稚園につきましては、施設型給付費として冷暖房費加算により支給されております。一方、介護施設等高齢者施設及び公衆浴場に関しましては、現在までのところ、灯油助成についての要望や問合せ等は届いておりません。

また花き農家にあつては現在、鉢物の出荷が最盛期を迎えており、冬期の出荷がないこと、漁業者にあつては、冬期間に出漁する機会がほとんどないことを確認しており、燃料高騰の影響を大きく受けていない状況と捉えております。

しかしながら、灯油の高騰は、多くの施設や事業者に多大な影響が出ているものと推察されるため、今後も状況把握に努めるとともに、国、県の動向に注視しながら適切に対処してまいります。

次にご質問の3点目、県にも財政負担の助成を行うよう申し入れたかについてお答え致します。

本市のみならず、県内13市とも、灯油購入費助成事業の実施は必要であると認めております。

低所得者世帯に対しての生活の安定を図るため、市町村が実施する灯油購入費の一部助成する事業に対し、12月の早い時期に秋田県市長会を通じて、県による支援の検討を要望する予定であります。

以上です。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） 12番藤原典男議員の一般質問の3つ目、冬季の除雪、雪対策についてお答え致します。

本市では、11月11日にこの冬における冬期交通除雪会議を開催したところであります。また、11月22日付けで自治会長宛てに除排雪事業に当たっての依頼文書を送付したほか、12月1日発行の広報を通じて、市民の方々に除排雪事業へのご協力についてお願いしたところであります。

それではご質問の1点目について、ボランティアセンターの拠点である社会福祉協議会に確認したところ、本市においてボランティア活動により除雪を行っている町内は5町内ではありますが、いずれも地縁により除雪を行っている団体であるため、他町内の除雪は実施しておりません。

また有料ではありますが、潟上市シルバー人材センターが除雪作業を請け負っており、地域における高年齢者の就業機会の一つとなっております。

今後、市民の方が除雪を依頼するに当たっては、シルバー人材センターの活用も含め、それぞれの状況に応じた利用ができるよう支援及び周知に努めてまいります。

2点目について、作業の順路等については、受託業者で担当する範囲及び路線の形状や特性あるいは使用機械の台数などから、最も効率的な方法で実施しております。

当該箇所が特定できれば、受託業者と話し合い、作業効率や作業水準の低下を招くおそれがなければ検討を進めてまいります。また機械作業であるため、雪の塊を完全に取除くことは難しいのが現実であります。受託業者には、除雪作業完了後に路線の巡回を行い、大きな雪の塊については除去するなどの対応をするよう指示しております。

3点目について、本市では、おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属し、日常生活上の援助が必要な高齢者を対象にした軽度生活援助事業を潟上市シルバー人材センターに委託し実施しております。この事業は、玄関などから直近の公道までの雪よせをはじめとした軽度生活援助サービスで、利用料は1時間当たり200円、生活保護世帯は無料で、1回2時間以内年12回が限度となっております。

対象者が限られておりますが、この事業を利用することにより、身体的・経済的な負担の軽減を図っていただけるよう、本事業の周知に努めてまいりたいと考えております。

4点目について、除雪作業につきましては、オペレーターの熟練度やその路線の形状、雪質及び機械の仕様などにより、作業後の仕上がりに多少の差が生じることがあります。そのような差をなくすよう当該業者に指示しております。

5点目について、天王南中学校前やナイス追分店前の市道は、市内でも交通量の多い幹線道路にあたりますので、初期除雪に重点をおいて除雪業務を実施し、良好な道路状況及び安全な道路交通の確保に努めてまいります。

6点目について、除雪の作業時間につきましては、降雪や積雪の状況にもよりますが、原則的には深夜から早朝の交通量が少ない時間帯に行い、バス路線など幹線道路は朝6時、その他は朝7時までに完了するよう受託業者に指示しております。

7点目について、4点目の作業の丁寧度に対するご意見とも通ずる内容であると考えます。本市としましては、受託業者に指示しております。

8点目について、降雪及び雪質にもよりますが、積雪がおおむね10センチメートル以上となった場合やそれが見込まれる場合を基準として、その後の天候や気温の推移などを考慮し、除雪作業の出動の判断をしております。

なお、出動基準については、他市町村とも大きな乖離はなく、引き続き効果的・効率的な除雪業務の実施に努めてまいります。

9点目について、歩道除雪につきましては、通学路を中心に実施しておりますが、歩車道が分離されていない箇所などは、車道を除雪した雪の堆積による影響が生じるため、パトロール及び小・中学校との連携を密にし、適時・適切な拡幅除雪の実施により安全の確保に努めております。

また、排雪場につきましては、広報12月号でお知らせしておりますが、天王地区4か所、昭和地区3か所、飯田川地区1か所の計8か所を雪捨場に指定して管理しており使用していただくことができます。

10点目について、各路線の広さや狭さなどにより、隣接する箇所でも別の除雪機械が入ったり、担当する受託業者が違ったりするなどということは、除雪路線全体の配置からどうしても生じてしまうことではありますが、各業者との連携を密にし、除雪作業全体に影響しない範囲で対応を検討してまいります。

11点目について、防雪柵は、吹雪による視界不良や吹き溜まりによる交通障害の対策

として用いられております。市内に設置している防雪柵は吹払式で、風上からの降雪が路面上に溜まらないように吹き払う構造のものです。構造的に防雪板を下部まで設置するものではないため、今後、更新が必要となった場合に検討してまいります。

12点目について、マイタウンバスのバス停付近の道路除雪については、国道、県道、市道それぞれの道路管理者による道路除雪作業の際に配慮しております。

マイタウンバスで使用するバス停留所の全てにおいて個別に除雪作業を行うことは、人間的・作業効率的な観点からも困難な状況となっております。そのため、バス車内において、路面凍結による転倒防止などの注意喚起を行うとともに、必要に応じてバス停のパトロールや、マイタウンバス運行事業者からの積極的な情報収集に努めたうえで、利用者の利便性と安全性の確保に努めてまいります。

今後も、市民の方々から寄せられた貴重なご意見を除排雪事業に反映させていただき

ます。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員、再質問ありますか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） まず、マイタウンバスについてですけれども、市民からいろいろ場所がどこなのか特定できないこともありましたけれども、そこはちょっと詳しく書かれていないこともありまして、これは大雑把な要望だということでは捉えていただきたいと思っております。

それで、私の方でもアンケートを取りましたけれども、市当局としても、利用者様から直接声を聞くということが大事だと思うのですが、おそらく、いつも乗っている方に対するアンケートとかはやっていると思うのですが、どのような方法でやっているのか、そこが私は大事だと思うのですが、まずその点について伺いたいと思います。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答え致します。

利用者からの声を聞くということでございますが、路線の再編あるいはダイヤ改正の際特に重視していることでございますけれども、実際に利用している方から意見を聞く機会を設けてございます。ちなみに、今年につきましては10月1日、4日、5日この3日間、職員が実際にバスに乗りまして、利用者の方からいろいろと意見を伺っております。そうしたことをこのあとのマイタウンバスの運行に生かしていくということで考えてございます。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 当局が直接市民からバスに乗っておそらく聞き取りも配布もしたと思うのですけれども、そういうやり方というのはすごく有効だと思いますので、私は評価します。引き続き、そのような方向で頑張っていたいただきたいと思います。

それで、いろいろ空白なところを通していただきたいか増便ということでの要望なのですが、先ほど聞きましたけれども、台数が限られていて複数の路線を走っていると、増便するとなれば車両の購入ということも必要だとありましたけれども、これからやっぱり高齢化社会になって、やっぱりだんだん車を手放す方が多くなって、増便の可能性が出てくると思うのです。ですから、そういうことも見据えながら、ぜひ要望あるところについてはもう少し詳しく、どのくらいの方が必要としているのか、要望出ているところについては地域的なアンケートなんかも必要ではないかなと私は思うのですけれどもどうでしょうか。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答えします。

特に交通空白地域について、地域の方々から直接意見を伺うべきではないかということではありますが、その実際に地域の方から意見を伺った例として、昭和の豊川、真形、草生土地域、ここが実際バスのないところということで交通空白地域で苦勞してございました。そこについては、地域の自治会長さんと意見を交わしながら、デマンド型の乗合タクシーを利用しているところでございます。いずれ、地域にあった市が対応できるような形で、地域と意見を交わしながら、このあとそういったところで交通空白地域の解消に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 厚生医療センターへの直通、これは以前平成30年9月まではあったということの答弁なんかでされましたけれども、これもやはり中央交通の関係だと思うのですけれども、これもやはりニーズが高くなっていくので、こういう声があったよということで交渉するのかなどうか、そこら辺の気持ちはどうなのでしょう。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答え致します。

先ほどの答弁でも申しましたとおり、この厚生医療センターまでの直通につきましては、利用者が少なく廃止となった経緯があります。当時秋田中央交通で運行したものですけれども、このあと市が直接交渉していくかということになりますと、現状では厳しいものがございます。先ほどの答弁でも申しましたとおり、まずは市のマイタウンバスについて、JRとの接続の利便性を考慮しながら運行を検討するという対応でまいりたいと思います。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 現状では、厚生医療センターの直通というのはなかなか要望する方が少ないと、その路線を作るということは困難だと思うのですが、当面はJRとの連携ができるようにということなので、そういう点でちょっといろいろ検討していただきたいと時間の関係とか、そう思います。

それで、乗り継ぎ料金のことなのですが、ほかの会社も入っている路線あるのですが、本市だけでも、マイタウンバスとマイタウンバスとの関係では、バスだけではもうできるのじゃあないかなととりあえず。だから、そこをまずはじめていてもらいたいと思うのですけれどもどうでしょう。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答え致します。

先ほどの答弁とも重なるところになりますけれども、本市のマイタウンバス、本市の運行しているものがマイタウンバスだけではなくてデマンド型の乗合タクシーもあります。また、乗り継ぎの箇所が複数箇所あるということもあります。こうしたことで、運転手の負担あるいはその運行ダイヤの遅れあるいは安全運転への支障が課題となっておりますことをご理解いただきます。いずれ、このことにつきましては、平成29年に策定した計画では導入を施策の一つに掲げるということになっておりますので、このあとも実現できるよう協議、検討を進めてまいります。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） それでは、やっていきたいということなので、ぜひ早めをお願いしたいと思います。

それから定期券の発行なのですが、結構出戸・追分線については、上狼縁とかいろん

なところから中学生の乗降もありますので毎日乗っているみたいです。そういう方については、定期券の発行ということになれば、定期券というのは、一定の期間乗るということで割引もされますけれども、中学校に通っている方はバス代安くなって嬉しくなったという結果が出るように、当面、毎日乗っている方については、私はやるべきじゃないかなと思うのですけれどもどうでしょう。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答え致します。

これも、先ほどの答弁の繰り返しになってしまいますけれども、現状では発行の予定はございませんが、市では平成30年に運賃の引き下げを行っております。このあと、更なる利用者の増あるいは利用者の利便性を図るということで、検討は進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） マイタウンバスについては、このような市民の声があったということで、いろいろ今後そのことを参考にしながら進めていってもらいたいということで、次の福祉灯油に移ります。

議会初日、福祉灯油については全非課税世帯が対象だということで6,000円4,500世帯。これについては、すごく市民の方も喜んでおります。さらに業者の方も、幼稚園とか保育所それから介護施設とかいろいろありますけれども、やはり灯油がないとやっていけないようなことですので、花きの業者それから漁業者についてはわかりましたけれども、常時人の相手の施設については、私は考えていくべきではないかと思います。それで政府でも、このような業者に対して福祉灯油をやる際に、特別交付税2分の1を補助するということについてはご承知しているのかどうか、そこら辺どうでしょう。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答え致します。

特別交付税についてですが、その予算につきましては、本日からの国会で審議することになってございます。いずれ国の方で予算が確定すれば、きちんとしたものがくるとは思いますけれども、現状、大まかなところでハウス栽培をやっているような農業者あるいは漁業者については支援を行うという情報は持っております。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 持っているということですね。

それで、ぜひ民間業者がどういう状況になっているのかということ、現状の把握するということをおっしゃっていましたが、ぜひやったださるようお願いしたいと思いますがどうでしょうか。そこからやっぱり1日でも2日分でも灯油代を補助するということが出てくると思うのですけれども、そこら辺の考え方はどうですか。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず、福祉保健分野でございますけれども、特別養護老人ホーム等、既設規模の大きいものについては、すでに電話等で確認をしておりますけれども、今のところ灯油高による影響はないとなってございますが、市内には様々な業者の方々がございますので、それを全て網羅した形で調査することは難しいとは思いますが、このあと必要であれば、灯油単価の状況等を把握しながら適切な対応をしていくということになると思いますので宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 前後しますけれども、全非課税世帯に福祉灯油をやるということでまず喜んでおりますが、例えば親がここにおいて、子どもさんが遠いところにいた場合に、親の扶養というような税務的な関係ありますけれども、扶養になっている際は、非課税世帯でもこれは対象にならないということですか。そこら辺は、私はすべきだと思うのですけれども。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

他県に子どもさんたちが仕事で行っている関係上、単身でいるということが多々ございますので、そういった方々については単身世帯ということで、その方が非課税であれば対象にするというパターンにしております。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） それでは、県の方にも、市長会を通して今後要望するということなのですけれども、13市まとめていろんな文書を作っておそらくやると思うのですが、

いつごろの予定なのか見通しはどうか、そこら辺もし何かありましたら聞きたいのですけれども。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答え致します。

意見の取りまとめは先週終わっておりまして、今週中に提出するというところで伺っております。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 取りまとめたということなのですがその内容についてはどうですか。業者の方も含めたという要望になっていますか。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答え致します。

詳細ちょっと記憶にないところもあるのですがけれども、いわゆる生活困窮者の方々それから燃料費で苦勞している事業者の方々両方入っていると記憶しております。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 福祉灯油購入助成制度の拡大については以上で終わります。

次に、冬季の除雪、雪対策についてなのですがけれども、いろいろ市民からいろんな声が出まして、シルバー人材センターの活用とかいろいろ答弁されましたけれども、やはり問題なのは、道路に轍があつて怖いということも大きな、交差もできないような状態もありますので、そこら辺については轍対策とか、それは除雪とは別にみていくべきじゃないのかなとは思うのですがどうでしょう。

○議長（西村 武） 畠山都市建設課長。

○都市建設課長（畠山 修） ただいまのご質問にお答え致します。

轍対策としましては、初期除雪が一番大切になっていくことから、幹線道路については、一斉除雪のほかに幹線だけを出すような配慮もしております。その中で、できるだけ幹線については轍ができないように、朝の通勤前に完了させるということで、業者の方にも指示しているところであります。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 除雪だけでなく排雪についてもこまめに行っていただきたいと

いう話がありますが、排雪場所として天王が4、昭和が3、飯田川が1つということになっておりますが、町内からの要望を受けて排雪もやっていただきたいなという声もありますけれども、そこら辺についてはそのようにはなると思うのですがどうでしょう。

○議長（西村 武） 畠山都市建設課長。

○都市建設課長（畠山 修） ただいまのご質問にお答えします。

道路に対する排雪につきましては、市の方で実施しているわけですが、この排雪場につきましては、市民の皆様が家の中等に溜まった雪について、雪の捨て場として提供しているものでございますので、個人の敷地内のものにつきましては、地域での協力であったりシルバー人材センターを使っていただくなりして、各近くの排雪場まで運んでいただきたいと考えております。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 私そういうこともなのですけれども、いつもやっている町内会から排雪していただきたいという要望があればトラックを出してというようなことをお聞きしたかったですけれども、それは例年どおりでよろしいですか。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） ただいまのご質問にお答え致します。

藤原議員、大変ご心配なさっていることは重々承知でございます。今言われたとおり、引き続き毎年同じような形になりますけれども、排雪等適時・適切にやらせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 次に、防雪柵のことなのですけれども、下の羽根のところはずいぶん肩の高さのところまであって、もっとずっと下のところまで羽根を下げてくださいという声もあるのですが、それはできなくてやっているのかその理由がよくわからないというのです防雪柵の高さ、羽根の。

○議長（西村 武） 畠山都市建設課長。

○都市建設課長（畠山 修） ただいまのご質問にお答え致します。

当市で使っている防雪柵につきましては、吹き払い式という構造のものを使っておりまして、下の方から風を抜いて、道路の路面の雪を吹き払う構造になっております。も

し、一番下まで防雪板を設置するということになりますと、構造上、風を受けるものに対して基礎がしっかりしておりませんので壊れてしまうという状況も発生致しますので、現段階では、一番下まで防雪板を設置することはできません。ただ、これから更新時期に入ってきたものについては、場所を検討したうえで、下までやれるものが適切であればそういうものを設置していくという考えはございます。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） そうすれば、羽根の高さの平均的な高さの距離というのは、どれくらいがいいと思われますか。防雪柵の場所によって、ずいぶん高さが違うんです。

○議長（西村 武） 畠山都市建設課長。

○都市建設課長（畠山 修） ただいまのご質問にお答えします。

防雪柵の下の方が空いているものの基準ということでございますけれども、それについては今はっきりしたことはわかりませんが、うちの方では既製品のものを使ってやっておりますので、その既製品の基準で製造したものを設置しているということが現状でございます。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 具体的に申しますと、天王小学校から塩口北野市営住宅の間とかそれから大崎のところ付近とか、あそこはもう高さがすごい羽根の位置までが高くて、これ本当に防雪柵になっているのかということもありますし、見た限りでは、もっとずっと低く羽根をつけているところもありますので現地を見ながら今後検討してもらいたい。まるっきり高いところはもう雪が、風があった場合は、全然外歩いているのと同じで見えない場合もあるからということの要望なのです。ですから今後、現地を見ながらちょっと高さがいいのか悪いのか適切なのかということ、ちょっと検討していただきたいと思うのですがどうでしょうか。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） ただいまのご質問にお答え致します。

防雪柵の構造上、それから道路のそれぞれの高低差も関係してくるとは思いますけれども、現地確認して対応できるものであれば対応致します。ただ、今つけている防雪柵のほとんどが、今みたいに下の方がないような状況でございますので、更新時期がきた段階には、それらも考慮しながら更新させていただきたいと考えておりますので宜しく

お願い致します。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 細かいところまで質問しましたけれども、市民の声もたくさんありますので、取り入れるところありましたらぜひ生かして、今後の市政に頑張っていたきたいということで、私の一般質問は終わります。

どうもありがとうございます。

○議長（西村 武） これをもって12番藤原典男議員の質問を終わります。

昼食のため、1時半まで休憩します。

傍聴者の皆様、大変ご苦勞様でございました。

午前 11時57分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番藤原仁美議員の発言を許します。4番藤原仁美議員。

○4番（藤原仁美） 4番藤原仁美でございます。本日は、一般質問の機会をいただきありがとうございます。

今朝、議長からもお話がありましたように、先日の新聞報道では、潟上市議会のみならず、潟上市の印象を大きく貶めることになり、議員はもちろん、市に対しても信用を失ってしまったと思っております。実際ここ数日、周囲から苦言を受けております。この場に身を置かせていただく立場として、大いに反省をしているところです。

さて、6月議会で質問はたくさんあるとお伝えさせていただきましたが、機会をいただきこの場に立つための準備は一朝一夕にできることではないのだと実感しております。多様な課題を抱える中感じることは、まちづくりは人づくりといわれるように、人材育成が全てに通じるということです。そこで大きく1点だけ質問させていただきます。

子ども議会について質問させていただきます。

10月衆議院選挙が行われ、相変わらずの投票率だったことは報道から知らされているところで、実に残念な結果となっております。

2016年6月から18歳選挙権が適用されましたが、若者の投票行動は低下の一途をたどっているようです。周囲の若者に聞いてみると、何のために、誰に、メリットはと返事がありました。自分に返ってくるのだと伝えたかったのですが、現実はどうだろうと

躊躇してしまいました。

このところ、県内の学校や潟上市でも実際の投票箱を使用することで、政治や投票そのものへの関心を高める取り組みが行われています。しかし、主権者教育ということを考えて、もう一歩進んだ取り組みが必要ではないでしょうか。

主権者教育について検索すると、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え自ら判断し行動していく主権者を育成していくこととあり、さまざまな利害が複雑に絡み合う政治・社会問題についてできるだけ多くの合意を形成し、現在と未来の社会をつくるために政治に参画することを目指して、主権者が知り、考え、意見を持ち、論じ、決めることを学んでいく教育とあります。さらに、それは若者を選挙に行かせるためだけの教育でも低い投票率を上げるためだけに行う教育でもない、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら社会を生き抜く力や地域の課題解決を、社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身に付けさせることとあります。

一方、投票率の低さの要因として指摘されていることが、学校教育の中で政治や社会の仕組みについて学ぶことはあっても、現実の政策課題や選挙の争点といった中身を学び、自分事として考え討論する機会が少なかったのではないかとあります。

政治や社会の中身は、どのようにして子どもたちの学びにつなげられるのでしょうか。

以前、子ども議会についての一般質問があったことは記憶に新しいのですが、当局の答弁では、潟上市自治基本条例に触れ市民がまちづくりの担い手として積極的に市政に参画すること、加えて市民とは子どもも含まれていると述べられています。まちづくりに参画する権利が若い人にもあると周知し積極的に関わる意識の醸成のため、平成28年度から出前授業を行い、生徒からは自治基本条例で自分たちにもまちづくりに参画できる権利があることを知ったので自分にできることを考えたいと意見が出されたことで、育成の一定の効果があつたと評価されていました。しかし5年経過した今、出前授業を経験したはずの若者へ聞いてみましたがあまり記憶に残っておらず、政治や選挙に対して関心を持っていないようでした。果たして、出前授業のその後はどのようなになっているのでしょうか。

学校現場は教職員の異動もあります。
.また、学校教育に更なる課題を押し付けるのは教職員の負担が倍増し、今以上に教員の志望者が減少することになり、結果子どものためにならないのは目に見えています。現代社会では、

学びの場が学校だけではないことも当たり前となっています。ここで社会教育が大きな役割を果たすものと考え、改めて社会教育の一環として、子ども議会の実施を提案させていただきます。

参加したい子どもたちを募り、実際に議場で市政について声を出す機会を作ることは、子どもたちが地域社会について考えることになり、生きた学びを得ることにつながります。自らの声を届ける体験、市政について考える経験を通して、有権者ということ自分事として捉える契機につながると考えます。さらにこういった体験活動により、市長の掲げる考える力の育成にも結びつくものと考えられないでしょうか。

子ども議会では、実際の議会同様、市長をはじめとする当局が答弁し、現職の議員を含む地域の大人が傍聴します。子どもたちの意見は新鮮で、大人の私たちに大きな刺激となることは間違いのないと思います。実際、まちづくりに関連した熟議で、若者からの意見が斬新で参考になると関心を寄せられていました。

子ども議会が潟上市にとって若者の意見を集める場になり、子どもたちにとっては貴重な体験学習になります。そして、自ら考え意見を持ち論じ決定することで、主権者として大きく成長する機会になるはずと考えます。

これは潟上市にとっての人材育成であり、みんなで創るしあわせ実感都市と掲げられた市の将来像につながると考えます。

そこで市長、そして教育長にお伺いします。子ども議会の導入について。

- ①潟上市の主権者教育について現状はどのようになっているのでしょうか。
- ②出前授業のその後の取り組みについてはどのようになっているのでしょうか。
- ③子ども議会の実施についていかがお考えでしょうか。
- ④市長の掲げる考える力の育成に子ども議会が結びつくと考えられないでしょうか。

以上、檀上からの質問を終わります。ご答弁宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 当局より答弁を求めます。伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤 貢） 4番藤原仁美議員の一般質問、子ども議会についてお答え致します。

ご質問の1点目、潟上市の主権者教育についての現状についてお答え致します。

まず、教科指導における取り組みについてですが、国の学習指導要領の中で、小学校6年社会科及び中学校3年社会科公民分野で、我が国の政治について学習することとなっており、本市においてもこれに従って進めております。

この中で、選挙権年齢が18歳に引き下げになったことを踏まえて、主権者教育の必要性についても示されたことを受け、主権者として将来にわたって政治に関わろうとする意識や、社会の担い手として平和で民主的な国家及び社会を築き上げようとする意識などについて、知識・技能に加えて、思考力・判断力・表現力を身につけることができるよう指導の充実に努めております。

また、教育課程全般における取り組みについてですが、これまでも社会科を核として、他の教科領域全体の学びを総合的に進めることで、主体的な思考力・判断力・表現力を育むための指導を進めております。

例えば、国語科では、学級討論会で賛成・反対の立場を明確にして、学級や社会の課題をテーマに討議し納得のできる解決策を見いだす学習を、道徳科や総合的な学習の時間では、他者と協働して自らの役割を自覚し自己の生き方を考える学習を、また特別活動では、学級会、児童会、生徒会の活動を通して、集団の一員として協力して諸課題を解決していく学習を進めるなど、教育課程全体で、主権者として、国や社会の課題を自分の問題として捉え、自ら考え判断し行動する資質能力を育む学習活動を進めているところです。

次にご質問の2点目、出前授業その後の取り組みについてお答え致します。

出前授業は、市内中学校3年生を対象として、職員が潟上市自治基本条例について周知するとともに、同条例中の未成年によるまちづくりへの参画権利に触れ、今後のまちづくりに積極的に関わる意識をもってもらうため、平成28年度から継続して実施しております。

こうした活動は後年、まちづくりへの参画にかかる定量的な成果を求めるのではなく、まちづくりへの参画について意識し、自ら考える機会やきっかけを提供するものと捉えております。

次にご質問の3点目の子ども議会の実施についての考えと、4点目の市長の掲げる考える力の育成に子ども議会が結びつくと考えられないかについては、関連がありますので併せてお答え致します。

主権者教育の推進にあたっては、子どもたちの発達段階に応じて社会全体で推進すべきものとされており、その一つとして、議員のご提案にあるとおり、学校教育と社会教育が連携して地域の課題について考える学習機会を提供することも有意義であると考えます。

ただし、その学習機会を子ども議会という形式で行うことが本市の現状に直結しているかについては、慎重に検討していくべきことと考えます。

先にお答えしましたように、本市では、児童会や生徒会で各学級や委員会等の考えをまとめ、総会の場等に提案し、熟議を経て合意形成し、決定したことを実践につなげることを通して、市民、主権者としての教育を進めているところであります。

一例として、児童会テーマを小学校1年生から6年生までの全てのクラスで話し合っ
て提案し、児童会で決定したうえで、このテーマに沿って各児童会や学級で活動の工夫を進めている例、中学校区の小中学校が合同の児童生徒会を開催し、地区全体のふれあい宣言を決定し、連携した取り組みを継続している例、コミュニティ・スクールの協議会に生徒が参加し、生徒の立場から学校課題を述べたり地域住民と共に地域課題について考えたりする取り組みを進めている例などがございます。

まずは、こうした子どもたちの学校生活からのボトムアップ型の学びをさらに充実させていくこと、改訂になったばかりの学習指導要領の中で示されている主権者教育の充実に努めていくことが、足元の確かな主権者教育や、本市で目指す3つの力のうち考える力の育成につながることを考えております。

なお、仮に子ども議会を実施する場合には、学校、地域における事前学習を充実させる必要があることはもとより、その際、まちづくりの観点からは、行政と学校教育との連携、議会における質疑を通して学ぶという観点からは、市議会の皆様の主体的な関わりがあって、はじめて議員ご提案の政治の中身を自分事として学ぶ機会となると考えております。

以上であります。

○議長（西村 武） 4番藤原仁美議員、再質問ありますか。4番藤原仁美議員。

○4番（藤原仁美） ご答弁ありがとうございます。壇上で学校長が変わるとということに関しては、ちょっと強かったなと思って。言い訳ですが、強く言いすぎた感はあるので、そこはちょっと反省しております。

先日新聞でも、横手市の中学生による模擬議会が取り上げていましたが、横手は以前からジュニアリーダー育成授業が充実していると感じています。模擬議会が2014年から毎年開かれているようで、市の提言を行うなど、活発な様子が伝えられていました。また上小阿仁中学校では、村長と地域づくりについて語る会が開かれて、実現してほしい政策を提案するなど、改めて村を知り、村のために自分たちができることを考えている

と、中学生がまちづくりに参画する様子が報じられていました。先行自治体を参考にしたうえで、その反省点も改善策も見えてくると考えます。横手市の市議会議員さんから率直な感想を聞いたのですが、数年続けていると、ちょっとマンネリ化してしまうなどという感想を聞き、このたびは実は残念だったという率直な意見を聞いて、なるほどそうか、行政に任せる、学校に任せるだけだと、なかなか真の学びにはつながっていかないのだなと感じているのですが、市長にお伺いしたいのです。考える力の育成に子ども議会が結びつくとは考えられないでしょうかとさっきも質問させていただきましたが、3つの力の中の稼げる力に関しては、考える力がないと稼げる力も育成されないなと思います。もちろん、部長がお話されたように、市議会の議員の皆さんの理解もありながら働きもありながら実現するものかなとは思いますが、市長としては、つながると考えられないかお答えをいただきたいと思います。

○議長（西村 武） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 藤原議員の再質問にお答えします。

子ども議会の実施が、私の公約に掲げる考える力の育成につながるかどうかということについてお答えしたいと思います。

先ほど、他市町村の先行事例等のお話もさせていただきました。この点に関しては、私自身が考えるのは、子ども議会を開催することが目的なのか、それとも開催することで政治参画が進むことが目的なのか、そこら辺については、他市町村において先行した事例があった場合に、数値的なものも含めて考えていく必要があるかと思っています。私は一義的には、先ほど藤原先生もおっしゃいましたがけれども、やはり行政や教育現場だけでは難しいものがありますし、やはり議会からのご協力なりもいただければいけないと思っています。昨今は、子どもの世界というのはバーチャルな世界が広がっておりますけれども、やはり私自身の経験も踏まえましても、学校現場で児童会活動の生徒会の選挙であるとかさまざまそういった取り組み、段階的にやはりそういった政治参画、社会に参画していく関わりというのを順序だてて勉強していくことも大事だと思っていますので、やはり、そこら辺の下地をしっかりと勉強したうえでなければ、子ども議会を開催したとしても、これはちょっと適切な表現ではないかもしれませんが、単なるお遊戯会的に、その場しのぎのものになってしまうのではないかと。これは私自身も、県において子ども議会的なものに携わった経験上そういう部分があります。やはり行政としての仕事の役割そしてまた議会においては、議員さんたちの仕事の役割といったも

のを子どもたちにしっかりと役割を理解したうえで議会において発議し、そういったものを議論し採択されるといった流れをやっていかなければ、単に子ども議会を開催して意識の高い子どもたちを集めたとしても、これが地域に根付くものになるとは私個人的には考えておりません。ですので、子どもたちにおいては教育現場でしっかりやるということも大事ですし、行政の立場としては行政の仕事、例えばいろんな課がありますがけれども、そういった行政の仕事に子どもたちを関わらせて行政の仕事を理解してもらう、一方では、議会という議員活動の仕事がありますので、そういったものについては議員の先生方のご協力も得ながら子どもたちにしっかりと、議員というものはどういうものかといった具体的な学びの機会を与えなければ、単に子ども議会を開催しても、それがのちの政治参加、意識向上につながるとは思っておりませんので、その点については、私自身も教育委員会の方にも提言を求めながら今後進めていきたいと思っております。そのうえで、子ども議会の開催については、議員の皆様方とのご協力も得ながら検討していくべきものではないかと考えております。

○議長（西村 武） 4番藤原仁美議員。

○4番（藤原仁美） ありがとうございます。

総務省の調査によると、主権者教育の取り組み状況から実施主体が選挙管理委員会や教育委員会にある場合が多いとわかりますが、子育て支援や家庭教育支援など、社会教育に携わる民間団体との連携で、職員や学校の負担を軽減しつつ地域ぐるみで子どもの主権者教育に関わっていけると考えております。その点については教育長、いかがお考えでしょうか。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） お答えを致します。

今主権者教育、子ども議会というのは、その主権者教育の中の一つの取り組み、あり様だと思います。今再質問が、主権者教育というものを民間の方のお力を借りて、何とか子どもたちに身のある学びを醸成していけないかというご提言だと思ってお聞きしました。たしかに、先ほどの部長答弁でもいたしましたけれども、今国自体が平成28年の18歳選挙年齢というところから大きく変わろうとして、そして指導要領も、今年から中学校が変わるといった中のいろいろな国の方の最終報告を見ても、キーワードとして民間との連携ということもございます。私どももそういったことは、繰り返しになりますけれども、潟上市としてそういったことが実現できていくとすれば、それはとても素晴

らしい協働のあり方だと思っておりますし、またこれも答弁の中でお話させていただきましたけれども、子どもはやっぱり学校という閉じた中で育つのではなくて、地域の宝、市の宝そしてその先によりよい主体的な主権者として育てていってほしいという私たちの願いがありますから、ぜひそういった民間の方たちのお力を借りてできる学びがあれば、私ども研究してまいりたいという考えを持っております。

○議長（西村 武） 4 番藤原仁美議員。

○4 番（藤原仁美） 投票率のお話になりますが、スウェーデンでは、若者の投票率が 80パーセントを超えていると伝えられています。それは、国や学校のサポートで生徒が主導して自分たちの手で討論の場や学校選挙を開催しているという、もう理想的な学校選挙が行われている。外国の話だなと思いがちですが、日本でも、子どもたちが本当に生きた学びを体験していかなければ変わっていかないと感じております。ある団体の部長が、ご自身の世代は変わらない、若い世代がリードしていかなければと話していました。たしかに、男女共同参画をはじめとする社会参画への意識が、なかなか変わっていかないというのは実感しております。これからの担う子どもたちに、政治を自分事として考えてもらえるように社会教育を広く潟上市で実践していけたらいいのになと感じているところです。国や県の状況だったりあとはほかの市町村の事例というだけではなく、潟上市独自で子どもたちを育成していくような何か取り組みというのは考えられてはいないでしょうか。

○議長（西村 武） 4 番藤原議員に申し上げますけれども、この質問した答弁に対しての質問なので、関連のないのは答弁できないということを申し上げておきます。

○4 番（藤原仁美） なかなかまとまらないのですが、

 子どもたちが自分たちの意思で
 いろいろ活動できるようにというところを期待して、ぜひ今後、私も勉強していきます。
 ぜひ教育委員会、市の方も、子ども議会が継続されることを希望しているので、そういう
 方向でぜひ宜しくお願いします。

すいません、終わります。

○議長（西村 武） 以上をもちまして、4 番藤原仁美議員の質問は終わります。

5 番菅原龍太郎議員の発言を許します。5 番菅原龍太郎議員。

○5 番（菅原龍太郎） まず傍聴席の皆様、寒い中大変ご苦労様でございます。5 番菅原

龍太郎です。

私からは、潟上市昭和地区の観光拠点づくりについて。具体的には、下の4点について質問致します。それでは、具体的にいきたいと思います。

潟上市昭和地区の観光拠点づくりについて。

今回は市長が組織改革で、新たに商工観光振興課を設け観光交流班を作るという行政組織の再編について賛成する者の立場から、まずは昭和地区の観光拠点づくりから提案するものであります。

まず、ほとんどは自家用車で来るとはと思いますが、電車で来る場合には大久保駅に降りるわけですが、大久保駅から山田の郷石川理紀之助翁遺跡を見学し、ブルームッセを見学し、近代化産業遺産豊川油田を見学し、大久保駅に帰るという周遊めぐりを提案致します。

まず大久保駅の件ですけれども、大久保駅に無料の自転車貸付置場が設置されておりますけれども、見に行きましたら全然ありませんでしたので、何台か置いてははいかがでしょうか。それから大久保駅前公園、駅の南側ですけれども、花壇を設置し、委託管理することなく管理は各種団体をお願いしては。噴水は、観光時期には稼働してははいかがでしょうか。

2番。石川理紀之助翁資料館（潟上市郷土保存文化伝習館）・石川翁遺跡・石川会館鎮守の森八幡神社草木谷・歌碑などを山田の郷ミニパークとして一体的に演出して、自然散策道の整備とかしては。また、石川翁遺跡の散策道の一部に木道がない部分がありますので整備してははいかがでしょうか。

文化面で特に翁の経済のことば、百歌集、ゆめのあとなどすばらしい作品がいくつもありますので、更なる文化情報発信をしては。例えば経済のことばは、掛け軸に表具をして高級感を出し売り出すとか、百歌集、最晩年の大正4年に自身の詠草25万～30万首の中から100首を自選し色紙に一首ずつ百首書いたものでございます、などは、100枚を色紙にして売り出してははいかがでしょうか。百歌集の中には水上霧、これ表題です、貞直、家号でございます。「山沢の水の浮き霧遠白く立つかげ見えて夜は明けにけり」、貞直、「磨くその力によりて瓦とも玉ともなるは心なりけり」などがあります。

また、ゆめのあとは、長男民之助を国後島まで探し尋ねていく文章で、和歌も入り親子の情がほとぼしり感動する名著でございます。再度製本し売り出すとかしては。また上記3点は、ふるさと納税の返礼品のひとつとしてははいかがでしょうか。

道の駅ブルーメッセと各種文化施設と連携し、情報発信や記念品販売はもっと積極的には。

県有地の花き種苗センター跡地の再活用については農に限定される場所ですから、若き農業者を中心とした跡地再利用検討委員会などを作ってはいかがでしょうか。できれば民間活力にまかせて、市が支援をする方法はいかがでしょうか。

近代化産業遺産豊川油田の産業史や石油資源の活用を見学させるためには、施設の廃墟感が強いため、施設整備及び周辺の清掃が必要ではないでしょうか。新たに油田跡地に油田採掘機械を展示し動かすこと、井戸には不接続ですけれども、それと、トロッコの遊び場の設置をしてはいかがでしょうか。また男鹿半島・大潟ジオパーク、ジオパークの意味は、地球科学的な価値を持つ遺産を保全し、教育やツーリズムに活用しながら持続可能な開発を進める地域認定プログラムにはぜひとも再参加していただきたいものです。

これら3施設（山田の郷、ブルーメッセ、豊川油田）の見学に、小中高校生の遠足と修学旅行等の更なる誘致を進めてはいかがでしょうか。教育委員会及び市観光協会の更なる情報発信に期待するものでございます。

これらは、実行するとすれば財源が必要です。潟上市過疎地域持続的発展計画の過疎債を使うべきかと考えますが。

それで、心の豊かさや質的充実が実現される持続的地域社会をめざすべきはないでしょうか。

ではここから質問いきます。

①番。大久保駅に無料の自転車貸付置場がありますので何台か設置しては。大久保駅前公園（駅南側）に花壇を設置し、管理は花壇ごとに各種団体をお願いしては。噴水は、観光時期には稼働してはいかがでしょうか。

石川理紀之助翁資料館（潟上市郷土文化保存伝習館）・石川翁遺跡・石川会館鎮守の森八幡神社・草木谷・歌碑などをミニパークとして一体的に演出して、自然散策道とかの整備をしてはいかがでしょうか。また、石川翁遺跡の一部に木道がない部分がありますので整備してはいかがでしょうか。文化面では、特に経済のことば、百歌集、ゆめのあとなど、更なる文化情報発信をしてはいかがでしょうか。再度製本とか色紙にして売り出すとか、ふるさと納税の返礼品のひとつとしてはいかがでしょうか。

③番。県有地の花き種苗センター跡地の再活用については、農に限定される場所です

から、若き農業者を中心とした跡地再利用検討委員会などを作ってはどうでしょうか。できれば民間活力にまかせて、市が支援するというのはいかがでしょうか。

④番。近代化産業遺産豊川油田の産業史や石油資源の活用を見学させるには、周辺整備及び周辺の清掃が必要ではないでしょうか。新たに油田跡地に油田採掘機械を展示し動かすことと、トロッコの遊び場の設置をしてはいかがでしょうか。また、ぜひ男鹿半島・大潟ジオパークに再参加できないものでしょうか。これら3施設見学に、小中高校生の遠足と修学旅行等の更なる勧誘をすすめてはいかがでしょうか。

以上の4点について、答弁をお願い致します。

以上です。

○議長（西村 武） これより当局の答弁を求めます。鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 5番菅原龍太郎議員の一般質問、潟上市昭和地区の観光拠点づくりについてお答え致します。

ご質問の1点目、大久保駅の無料自転車の配車と花壇の設置についてお答え致します。

本市は、通過型観光地となる傾向にあり、ソフト面での戦略を再構築していく重要性を認識しているところであります。大久保駅駐輪場に無料貸出し自転車を何台か置いてはどうかというご提案については、石川理紀之助翁遺跡、ブルーメッセ、近代化産業遺産豊川油田への周遊による長時間滞在を誘客する一つ的手段として、今後の事業推進の参考とさせていただきます。

また大久保駅前公園には毎年、飯田川つくし苑により花のプランターが設置され、季節ごとの花の植替え、灌水・除草などの管理がなされております。噴水については、毎年夏の時期には稼働しておりますが、夏以外の観光時期に稼働することや、周遊による長時間滞在を誘客する手段として活用することの可能性につきましては、今後研究を進めてまいりたいと思います。

次にご質問の2点目、石川理紀之助翁の山田の郷ミニパークとしての一体的な演出と、文化遺産経済のことば、百歌集、ゆめのあとの再発行とふるさと納税返礼品についてお答え致します。

はじめに、潟上市郷土文化保存伝習館等をミニパークとして一体的に演出して自然散策道の整備をしてはについてお答え致します。

伝習館や遺跡などを一体的に演出し自然散策道を整備する計画は、現時点ではございません。しかしながら、伝習館や遺跡など、理紀之助翁の遺跡地については、広域観光

ルートのネットワーク化にもつながっていく地域の資源でもありますので、今後は、広報活動やメディアに紹介するなど、積極的な周知を図ってまいります。また木道についても、遺跡を訪れた方々にご不便をかけることのないよう環境整備に努めてまいります。

次に、石川翁の著書を用いての文化情報発信についてお答え致します。

石川翁の言葉はさまざまところで引用され、多くの人々に訴える強いメッセージ性を持っており、これまでも石川翁の偉業について書かれた書籍や翁のことばを記した色紙を、伝習館や県種苗交換会の会場で販売し情報発信に努めております。ご提案のありました件につきましては、ふるさと納税返礼品に加える件も含めて、貴重なご意見として参考にさせていただきます。

ご質問の3点目、県有地の花き種苗センター跡地の再活用についてお答え致します。

センター跡地については、種苗の生産供給又は花きの新品種と栽培技術の実証展示による生産振興を図る利用に限られております。そのため本市としては、良質な園芸作物である花きや野菜等の生産振興を推進していくためにも、民間活力を活用したり市内農業者の方々からご協力いただくことを含めて、関係機関等と協議、検討をしてまいります。

ご質問の4点目、近代化産業遺産豊川油田の産業史や石油資源の活用を見学させるにはについてお答え致します。

はじめに、近代化産業遺産豊川油田の産業史や石油資源の活用を見学させるための施設整備と周辺整備の必要性や、油田跡地にトロッコの遊び場を設置してはどうかというご提案についてですが、本市としましても、産業近代化の過程を物語る豊川油田が果たしてきた役割の大きさとともに、産業近代化に関わった先人たちの努力などを物語る貴重な遺産であると認識しており、引き続き産業遺産を活用するあり方について、関係機関と協議し、検討してまいります。

また男鹿半島・大潟ジオパークへの再参加については、ジオパークとしての観光案内人の養成や運営方法も含めて、男鹿市や大潟村との協議については今後検討をしてまいります。

次に石川理紀之助翁資料館、ブルーメッセあきた、近代化産業遺産豊川油田へ、小中学生の遠足や高校生の修学旅行等の勧誘をすすめてはどうかについてお答え致します。

本市の小学校では、国の学習指導要領に基づき、小学校4年生の社会科で、県内の伝統や文化、先人の働きについて学習することとなっており、「わたしたちの潟上市」と

いう社会科副読本を使って石川理紀之助翁を学習しているほか、5つの小学校では、校外学習において同資料館を訪れています。

同じく、小学校3年生の社会科で、身近な地域や市区町村の様子について学習することになっており、3つの小学校が校外学習でブルーメッセあきたの見学を行っております。

豊川油田については、実際に校外学習で訪れている例はありませんが、国の学習指導要領で、小学校3年生の社会科で市の様子の移り変わりについて学習することになっており、本市の小学校3年生は、副読本を活用して豊川油田を学習しております。

このことから、豊川油田を観光資源としてさらに磨き上げ活用していくためには、まずは地元の児童生徒の学習機会や市民の理解を促進させ、市の潟上DNAとして地域資源の磨き上げをきちんと行ったうえで、対外的に発信し誘客を図っていくことが肝要であると考えております。

私からは以上であります。

○議長（西村 武） 5番菅原龍太郎議員、再質問ありますか。5番菅原龍太郎議員。

○5番（菅原龍太郎） まずは、市長から非常に前向きな答弁をいただけるとは、非常にびっくりしております。非常にありがとうございます。

それです、再質問したい点ありますのでお願い致します。

まず1番の、駅前の花壇設置でございますが、花のまち昭和ですので、つくし苑が駅前にプランターに花を何個かやっているのは知っております。それで私が言いたいのは、駅前広場の左側に大きめの花壇を10個くらい、例えば10個でなくてもいいのですけれども、スペースの関係で10個くらい作っていただいて、それを維持管理するときに指定管理にするのではなくて、各種団体に募集をかけて協力依頼をお願いできませんでしょうかということです。例えば、元気な65歳以上の高齢者の方がたくさんおるわけです。それで各種団体に声をかければ、趣味を兼ねて花の植栽ができるのではないかなと考えます。それで、できれば水道施設を水をかける時期に使いたいの、臨時使用でも結構ですので、あそこに1つ水道施設を作っていただければという考えでございます。それで年に1回、ほかの市町村でもやっていますけれども、例えば10チームがあるとすれば、花壇の植栽の優秀賞などを表彰してはいかがでしょうかという具体的な提案ですがいかがでしょうか。

○議長（西村 武） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 菅原議員の再質問にお答えさせていただきます。

今のご提案につきましては、過疎計画の方で大久保駅周辺整備について調査してまいるといふ計画内容になっておりますので、そういった貴重なご意見としてそういったものも参考にしながら、全体的な駅周辺環境整備を進めるうえでの参考にさせていただきますと思います。

○議長（西村 武） 5番菅原龍太郎議員。

○5番（菅原龍太郎） ありがとうございます。

2番の石川理紀之助翁の話に移りたいと思います。

石川理紀之助は、農業指導の面ではもう皆さん取り上げていただいて、実績としてはなくても非常に広く知れ渡っているかと思っております。今回ここに書いたのは、和歌を作る歌人としての石川理紀之助を集中的に取り上げていただきたいということです。それでちょっと心配なのが、その百歌集の件なのですが、百歌集ご存知かと思っておりますけれども、ちょっと若干話をしますと、石川理紀之助の百歌集で、和歌の門人の菊地長三郎さんという人がいたそうです。その方に頼まれて色紙を書いたわけですが、ここにこういうのがあります。それで、それを娘婿がいわゆる山形の人なので、それを譲ったあとに、秋田の県立図書館でそれを買ってくれないかということで、ものすごい高い値だったそうです。それで、交換会の会長の佐藤維一郎さんという人が多大なご厚志をされて昭和13年4月、秋田県立図書館に寄贈されて永久保存される運びとなったわけです。今はまず県の財産なわけです。それを湯上市が、この色紙をいわゆる製本して売り出すことがいいのかどうかちょっと気になるのです。そこを市長、何とかトップセールスでお願いしたいなということが1つです。

それからもう一つ、百歌集ですけれども、詠み方というやつはこういう本にいっぱい書いているのですけれども、実はその歌の意味を書いているのがないわけです。それを教育長さんとか教育委員会とかで書いてもらうか、それができなければ、例えば和歌の専門家に解説をお願いするとかして、この色紙の裏に添付して売り出すという方法はいかがでしょうかということでこれが2つ。質問お願い致します。

○議長（西村 武） 暫時休憩します。

午後 2時23分 休憩

午後 2時24分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） それでは私の方からは、前段の百歌集の件についてお答えさせていただきます。

現状、県の財産になっているとすれば、それをそのままこちらの方で作品の著作権だとか権利関係もありますので、まずはそれを確認しないといけないと思います。ただそれをふるさと納税の返礼品まで持っていくには、じゃあどこがやるのか、市自らがやるのか、民間の事業者さんが作るのか、こういったものについては、私の考えとしては、いい作品であってもそれを理解する方々がいなければなかなか購入までにはたどり着かないと思いますし、購入していただくためには、魅力ある商品というものも作っていかなければ、端的に言えば、売れなければ意味がないと思っております。そういった部分も含めて、ただし商品として、作品、財産としての価値も当然でありますけれども、それが返礼品としての価値をどうやって作りだしていくのか、その辺については、もっともっと吟味していかなければいけないと思っておりますので、いずれ県には確認していきますけれども、商品づくりについては相当誰がやるかまで含めて検討していかなければいけない案件だと認識しております。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） お答え致します。

再質問の2点目ですけれども、百歌集のことに特化してのお話であったと承知しております。石川翁の優れた和歌について、私も本当に感服しているところでありますけれども、それを仮に今、市長答弁にもありましたように、例えばふるさと納税の返礼品等として商品化するそしてその裏面に解説をといたときには、市長答弁にありましたように、さまざまな関係するところでの、例えば協議であったり誰がそれを最終的に作って商品化していくかということも含めてそれは協議が必要だと思います。ただ、教育委員会の立場から申し上げますと、優れた歌を、それを解説を付して例えば教育の場で子どもたちにより学びを深めるための教材としてなど、その解説を付すということについては大変貴重なご提言をいただいたと思って承りました。

以上でございます。

○議長（西村 武） 5番菅原龍太郎議員。

○5番（菅原龍太郎） 答弁、大変ありがとうございます。

それで、こういう形で百歌集という素晴らしいのがあるよと。それでそういうのを調べていただいて販路までということで、なんとかひとつご研究の方をお願いしたいということで申し上げました。

それでは次に、ゆめのあとについて質問致します。

長男民之助が死亡したのが明治20年2月で、3回忌法要のときにいわゆるそれを振り返ってゆめのあとが書かれたわけですがけれども、今言ったこの3点、経済のことば、百歌集、ゆめのあとは、石川翁の記念館のところに行ってももう売っていないのです、欲しいと思っても。それでこういうお願いをするわけですがけれども、図書館には何冊ずつかあるかと思えます。それで、再出版本としまして、石川理紀之助翁のゆめのあとを読むということで、前の校長先生やりました川上富三先生が、昭和62年9月に出版本を発行しております。これをどこでやるかという問題はあるのでしょうけれども、前向きにこの出版する方法で検討していただけないでしょうかということで市長、宜しくお願いします。

○議長（西村 武） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 菅原議員の再質問にお答えします。

この件に関しては、もともとゆめのあと自体、書籍をどこで作成して販売したのか、現時点では市の方でも確認取れておりません。そこら辺からちょっと確認していかないと販売はなかなか難しいと思っております。

○議長（西村 武） 5番菅原龍太郎議員。

○5番（菅原龍太郎） まず、明確な答弁でなくていいです。例えば、こういう問題があつてというかこういう本があるよということ、この場で認識していただければありがたいということでございます。

それから、豊川油田の方に移りますけれども、豊川油田の地においては2つの物語があるわけですがけれども、天然アスファルト利用の産業史は、地質遺産として日本の地質百選の一つ日本施設百選91番には、その特徴づけられるものとしてアスファルトの露出地があるわけでございます。それから2つ目の大きな意味としては、豊川油田が発見されてからの開発、生産の操業の産業史と大きく分かれるかと思えます。それで、潟上市として、男鹿半島・大潟ジオパークに再参加を希望したとしても相手があることですので、今までの経費の問題等を乗り越えなければならないハードルは高いものがあるかとは思いますが、市長におかれましては、潟上市の重要な観光資源でございますの

で答弁は聞きましたので、これは宜しくお願ひしたいという意味でございます。

それからもう一つ。一番最後になりますけれども、3施設見学については、市内の学習に取り入れていますよという返答でございましたが、さらに一步踏み込みまして、例として、秋田県内において鹿角市がございます。それで、過去数十年間、毎年100校以上の修学旅行を全国から受け入れているそうです。あそこは鉾山とかいろいろ観光資源があるかと思ひますので、今いった石川翁の資料館とかブルーメッセとか豊川油田とかを整備された暁には、旅行ガイドとかそれから学びの旅、奨励補助金の支給など考えていただいて、各種市外の修学旅行を潟上市に昭和地区に取り入れてはいかがかと考えています。秋田自動車道、男鹿半島インターから約5分で山田の郷まで来られるわけでございますので、その点について教育長、いかが考えますでしょうか。宜しくお願ひ致します。

○議長（西村 武） ちょっと待つて。菅原議員、あなたの方から誰それと指名することはできないと申し上げておきます。

鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 菅原議員の再質問に答弁致します。

豊川油田の修学旅行であるとか遠足の観光資源としての活用についてですけれども、これは繰り返しの答弁になってしまうかもしれませんが、私自身、観光施策については、さまざま仕事の関係でも関わりがありました。まず豊川油田も石川翁もなのですけれども、これは観光資源である前に地域の資源であるという大前提が必要なのだと思ひます。そういった点に関しましては、残念ながら今市内全域でそういった認識が市民の中にあるかという、残念ながら私の肌感覚ではないのではないかと感じております。昭和地区はともかく天王地区、飯田川地区。そういった部分において、先ほど答弁もしましたとおり、やはり地元の子どもたち、我々市民が地域の貴重な資源であると、素晴らしいものだという認識があつて、はじめて観光資源につながっていくのではないかなという考えがあります。例を申しますと、増田の内蔵につきましても、あれはやはり昔からその地域に暮らす方々がしっかりと生活の中で内蔵を守ってきた歴史と誇りがあつたのだと思ひます。それを10年以上かけて現在の観光資源に磨き上げていったものだと思ひます。私はそういった先行事例を参考にさせていただくと、やはり潟上のこういった資源というのもやはり我々自身が今一度地域の貴重な財産であると。それと、石川翁についても、先ほどの歌集なんかもありますけれども、そういったものの認

識もさらに深めていかなければ、最終的には我々行政だけがPRするのではなく、やはり市民が、潟上に来ればこういった素晴らしいものがあると言っただけの一番のPR効果だと思っています。そのためには、まだまだ市内の学校教育現場でもこういった地域資源を学習する機会をもっともっと作っていかなければいけないと思っていますし、さらに市民の中にもこういったものに対する知識、意識の広がりがある、観光資源に結びついていくものだと思っています。

長々とお話しましたが、とどのつまりはそういった観光資源の基礎となる部分をしっかりと磨き上げたうえで、施設でありそういった改修だとかそういったものに結びつけていかなければ、単に施設を直したり環境整備をしたところで、それがただ見に行っただけではなかなかそういった、アスファルトの層であってもやはり説明を聞かなければなかなか理解できないと思います。そういった観光案内人の育成をしていくためには、やはり教育の現場なりそういった研究会の皆さんの協力もいると思いますので、そういった基礎の部分からしっかりやって、なんとか失敗のないような形で進めたいと思っていますので、ご理解を賜りたいと思います。

私からは以上です。

○議長（西村 武） 5番菅原龍太郎議員。

○5番（菅原龍太郎） 市長、大変答弁ありがとうございました。これで終わりたいと思います。

大変ありがとうございました。

○議長（西村 武） これをもって5番菅原龍太郎議員の質問を終わります。

本日の日程はこれですべて議了致しました。本日はこれで散会します。

なお、明日12月7日は午前10時より本会議を再開しますので、ご参集をお願いします。どうもご苦労様でございました。

午後 2時37分 散会

